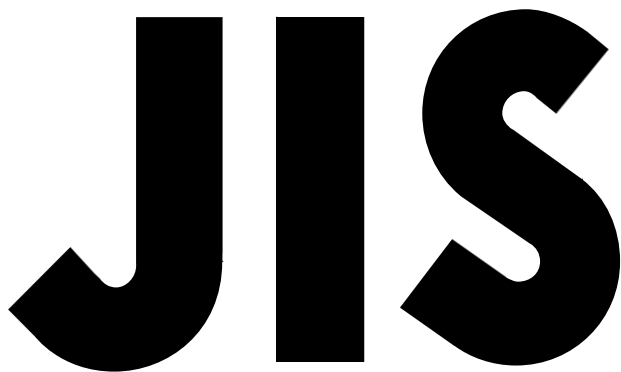




圧力変化による漏れ試験方法

JIS Z 2332 : 2012

(JSNDI/JSA)

平成 24 年 9 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 鉄鋼技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	佐久間 健 人	高知工科大学
(委員)	磯 村 陽 治	一般社団法人日本鉄道施設協会
	岩 本 佐 利	一般社団法人日本電機工業会
	宇 治 公 隆	首都大学東京
	太 田 幸 男	高圧ガス保安協会
	緒 方 隆 昌	一般社団法人日本非破壊検査協会 (川崎重工業株式会社)
	岡 崎 雅 之	公益社団法人自動車技術会 (株式会社本田技術研究所)
	北 田 博 重	一般財団法人日本海事協会
	吉 良 雅 治	一般社団法人日本産業機械工業会
	櫛 田 宏 一	JFE スチール株式会社
	小 林 美寿夫	ステンレス協会
	田 中 龍 彦	東京理科大学
	千 葉 光 一	独立行政法人産業技術総合研究所
	寺 澤 富 雄	新日本製鐵株式会社
	長 井 寿	独立行政法人物質・材料研究機構
	安 田 素 郎	一般社団法人日本鉄鋼連盟

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 5.2.1 改正：平成 24.9.20

官 報 公 示：平成 24.9.20

原 案 作 成 者：一般社団法人日本非破壊検査協会

(〒101-0026 東京都千代田区神田佐久間河岸 67 MBR99 ビル TEL 03-5821-5101)

一般財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 稲葉 敦)

審議専門委員会：鉄鋼技術専門委員会 (委員長 佐久間 健人)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット産業基盤標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 安全	2
5 試験方法の種類	2
5.1 圧力を測定する試験方法	2
5.2 流量を測定する試験方法	3
6 試験装置及び測定器具	3
7 校正	4
8 試験方法	4
8.1 一般	4
8.2 試験手順	4
9 再試験	4
10 結果の判定	4
11 記録	4
附属書 A (規定) 圧力変化法加圧法	6
附属書 B (規定) 圧力変化法減圧法	10
附属書 C (規定) 圧力変化法チャンバ法	13
附属書 D (規定) 圧力変化法密封品チャンバ法	16
附属書 E (規定) マスタ容器対比法	25
附属書 F (規定) 差圧法	27
附属書 G (規定) 標準リーク対比法	29
附属書 H (規定) 流量測定法	31
附属書 I (参考) 等価内容積測定	35
解 説	38

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本非破壊検査協会（JSNDI）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS Z 2332:1993** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

圧力変化による漏れ試験方法

Leak testing method using pressure change

1 適用範囲

この規格は、試験体外部又は内部を加圧又は減圧し、一定時間経過前後の圧力変化によって気体の漏れ量を測定する漏れ試験方法について規定する。

警告 この規格に基づいて試験を行う試験担当者は、通常の試験場での作業に精通していることを前提とする。この規格は、その使用に関連して起こる全ての安全上の問題を取り扱うものではない。試験担当者は、各自の責任において安全及び健康に対する適切な措置をとらなければならない。

注記 圧力変化による漏れ試験方法は、原理的には様々なガスを使用しても成立するが、安全性、経済性などの理由で、空気又は窒素で実施されることが多く、この規格もこれを前提に規定する。また、試験ガスの圧力及び温度は、理想気体とみなせる状態にあるものとする。さらに、必要に応じてフィルタ及び／又はドライヤによって処理し、ガスの品質（異物の除去、露点の低下など）が確保されているものとする。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS Z 2300 非破壊試験用語

JIS Z 2330 非破壊試験－漏れ試験方法の種類及びその選択

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、**JIS Z 2300** によるほか、次による。

3.1

マスタ容器

マスタ容器対比法及び差圧法で試験体と同時に測定し、測定値を比較するための、試験体と同じ内容積の漏れのない容器。同じ仕様で量産されている試験体の場合、別の方法によって漏れのないことを確認したものを比較のために用いる場合は、それを指す。

3.2

等価内容積

圧力変化試験において、試験体又は試験回路の内容積が、加圧、減圧及び／又は漏れによる圧力変化に伴い、膨張又は収縮して検出中に変化する場合、その容積変化を包括して漏れ量の計算を行うための見かけの内容積。